

徳島県告示第七十九号

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十九号。以下「改正法」という。）附則第五条第三項の規定に基づき、平成三十年徳島県告示第二百五十三号（徳島県保健医療計画を変更した件）をもって公示した徳島県保健医療計画を変更したので、同条第四項において準用する改正法第二条の規定による改正後の医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第十八項の規定により次のとおり公示する。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県保健福祉部医療政策課及び徳島県保健所に備え置いて縦覧に供する。）